

# ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領

## 第 1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領」(以下、「要領」という。)は、札幌市に居住する一般住民に対し、家庭の作物等がヒグマを誘引することを防止する手法として電気柵が高い有効性を持つことを体験してもらうとともに、ヒグマが侵入しない正しい電気柵の設置方法や適切な管理方法などを普及することにより、ヒグマの市街地侵入抑制策を推進することを目的として、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が所有する電気柵の貸出しに関する必要な事項を定める。

## 第 2 貸出の対象

- (1) 貸出しの対象となる加害獣は、ヒグマとする。
- (2) 貸出しの対象となる被害は、作物(農作物として農業生産者又は農業関係団体等が作るものを除く)に係る被害などとする。
- (3) 貸出しの対象者は、ヒグマから被害を受けている者及び被害の対象となることが想定される者(被害者が所属している町内会等の団体、法人を含む。)とする。  
ただし、過去に本事業の貸出しを受けた者を除くこととする。  
なお、ヒグマの痕跡がある例、ヒグマによる被害が発生している例などのうち、ヒグマの侵入が予測され、特に緊急の設置が必要と環境共生担当課が判断する場合は除外しない。
- (4) 貸出しの対象地域は、ヒグマの市街地侵入抑制に効果がある札幌市内の市街地周辺部とする。
- (5) 設置場所は、ヒグマが出没した場所及びその周辺と、ヒグマの市街地侵入抑制のため特に重要と環境共生担当課が判断した場所とする。

## 第 3 貸出事業実施期間

- (1) 次号に定める貸出事業開始日から貸出事業終了日までの期間を貸出事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の 6 月 1 日を貸出事業開始日、10 月 31 日を貸出事業終了日とする。ただし、6 月 1 日又は 10 月 31 日が日曜日の場合には貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

## 第 4 貸出の期間

貸出事業実施期間のうち作物が被害を受ける恐れのある連続した期間とする。

## 第5 貸出の手続き

- (1) 貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、貸出しを希望する日の概ね1週間前までに、第1号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出希望申請書」（以下「申請書」という。）を環境共生担当課に提出するものとする。
- (2) 環境共生担当課は、提出された申請書により、電気柵設置の必要性や効果等を検討し、申請者と電気柵設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、第2号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出通知書」により、貸出の期間、内容等を通知する。  
なお、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、本項の通知を省略する。
- (3) 通知を受けた申請者は、環境共生担当課が指定する場所で電気柵を受領し、自らが設置場所まで運搬する。  
なお、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が運搬する。
- (4) 環境共生担当課は、第3号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出台帳」により、申請者、貸出期間、内容等を管理する。
- (5) 申請者は貸出期間が満了した場合、または電気柵の設置が不要となった場合は、速やかに環境共生担当課が指定した場所に貸出しを受けた機材を返却するものとする。

## 第6 貸出期間の延長

- (1) 申請者が貸出期間の延長を希望する場合は、環境共生担当課に延長する理由及び期間を連絡するものとする。
- (2) 環境共生担当課は、貸出期間の延長の連絡を受け、その延長を希望する理由が妥当と認められる場合は、貸出事業実施期間の範囲で、貸出の期間の延長を認めるものとする。

## 第7 電気柵の設置、管理等

- (1) 電気柵の設置は、別記「ヒグマ被害防止用電気柵の取扱い方」に基づき、申請者が行うものとする。  
ただし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、環境共生担当課または環境共生担当課が指定した技術者が行うことができるものとする。  
また、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が設置する。
- (2) 電気柵の管理（漏電防止のための草刈り、バッテリーの充電及び乾電池の交換など）については、申請者が環境共生担当課の指示に従って行うものとする。  
なお、申請者が、電気柵の機材に、今後の使用が困難となる重大な損傷等を与えた場合は、速やかに環境共生担当課に報告するものとし、その修繕等の費用の負担、貸出し継続の可否などについては、その都度、環境共生担当課と申請者との協議により決定する。
- (3) 環境共生担当課は、設置した電気柵の状況、効果等を申請者に照会することができるものとする。

## 第8 経費の負担

電気柵の機材は、無償で貸与する。

ただし、電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用などの電気柵の維持管理に係る費用は、申請者が負担するものとする。

## 第9 その他の留意事項(安全配慮等)

申請者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、貸出した機材を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

## 附則

この要領は、平成29年4月12日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月3日から施行する。

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領

### 第1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領」(以下「要領」という。)は、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、家庭菜園用電気柵(以下「電気柵」という。)を購入した市民に対し、正しい設置方法や、適切な維持管理方法を指導することで、ヒグマの市街地侵入抑制策の効果を高めることを目的として、環境共生担当課が行う設置指導に関する必要な事項を定める。

### 第2 設置指導の対象

設置指導の対象は、環境共生担当課が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、電気柵を購入した市民(同一世帯の住民を含む。以下「指導対象者」という。)に限る。

### 第3 家庭菜園用電気柵購入補助事業

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱(別添)参照

### 第4 設置指導事業実施期間

- (1) 次号に定める事業開始日から事業終了日までの期間を事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の6月1日を事業開始日、10月31日を事業終了日とする。ただし、6月1日又は10月31日が日曜日の場合には事業開始日又は事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

### 第5 設置指導の手続き

- (1) 指導対象者は、設置指導を希望する日の概ね1週間前までに、電話等により、環境共生担当課が指定した事業者(以下「事業者」という。)と、設置指導を受ける日程の調整を行う。
- (2) 日程の調整後、事業者は、決定した日程を電話等により環境共生担当課に通知する。
- (3) 日程等が適当と認められる場合、環境共生担当課は、事業者に対し設置指導の指示を出す。
- (4) 指導対象者は、電気柵を設置する家庭菜園において、事業者より正しい設置方法や適切な維持管理方法の説明を受けるものとする。
- (5) 電気柵が適切に設置されたこと等を確認後、「家庭菜園用電気柵設置確認書」に必要な事項を記入のうえ、指導対象者に交付する。
- (6) 事業者は、電気柵設置から概ね3週間後に1回のみ、維持管理状況等の点検を行う。
- (7) 事業者は、点検の結果を電話等により指導対象者に通知し、措置が必要な場合は、その対応法を指示する。

## 第6 経費の負担

設置指導の経費は、環境共生担当課が負担することとする。

## 第7 その他の留意事項（安全配慮等）

指導対象者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、機材を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

## 家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱

〔 令和 2 年 4 月 2 日 〕  
〔 環 境 局 長 決 裁 〕

### (目的)

**第1条** この要綱は、ヒグマの市街地への侵入を抑制するための効果的な手法の一つとして、家庭菜園用電気柵(以下「電気柵」という。)を購入する市民に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭菜園 営利を目的としないで、自宅や市民農園で野菜や果物などの栽培を行うことをいう。
- (2) 電気柵 外周の柵上に設置した電線に、電流を流すことにより、ヒグマ等の野生動物の侵入を防止する設備のことをいう。電気柵用電源装置、柵線、支柱、がいし(クリップを含む。以下「がいし等」という。)、アース棒、アース線、危険表示板から構成される。
- (3) 電気柵専用の物品 電気柵を構成する電気柵用電源装置、柵線、支柱、がいし等、アース棒、アース線及び危険表示板並びに電気柵の電圧を測定する回路計のことをいう。
- (4) 市長が認める地域 中央区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区において、過去にヒグマが出没した地域、又は今後出没するおそれがあると本市が判断する地域のことをいう。
- (5) 補助金交付申請者 第4条の要件を満たした上で、本市に補助金交付の申請をした者のことをいう。
- (6) 設置指導 ヒグマの侵入抑制に効果的な電気柵の設置方法及び維持管理方法を補助金交付申請者に習得させるために、本市(受託者を含む。)が実地で行う指導のことをいう。

### (補助の対象)

**第3条** 補助の対象は、電気柵専用の物品(セット販売品を含む)とし、メーカー、機種は問わないものとする。ただし、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第74条及び電気設備の技術基準の解釈(20130215 商局第4号)第192条に適合する方法で設置されたものに限る。

#### (補助金の交付要件)

**第4条** 補助金の交付を受けられる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市長が認める地域で家庭菜園を行っていること
- (2) 過去3年間に、同一世帯で同補助金の交付対象となった人がいないこと
- (3) 電気柵の使用状況等について、アンケート調査に協力できること
- (4) 補助の決定を受けてから購入すること
- (5) 購入後、同一年度中に設置指導を受けること

#### (補助金の額)

**第5条** 補助金は、予算の範囲内において、申請1件あたり、購入価格(税込)の2分の1(ただし、千円未満切捨て)とし、2万円を上限とする。

#### (補助の決定)

**第6条** 市長は、募集ごとに応募方法等を定めて申込者を公募し、第4条の要件を満たすことを確認した上で、補助を決定し当該申込者に通知書を送付する。

2 市長は、前項の審査の結果により補助することが不相当と認められた時は、その旨を当該申込者に通知するものとする。

#### (補助金交付申請)

**第7条** 前条第1項の通知を受けた者は、電気柵専用の物品を購入し、設置指導を受けた後、前条第1項の通知書で示された期限までに、家庭菜園用電気柵補助金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 家庭菜園用電気柵設置確認書(様式2)
- (2) 購入したことを証明する書類(申請者名宛に販売店が発行し、販売日、品名、販売価格内訳を明記したもの)
- (3) 市内に住所を有することが確認できる書類
- (4) 補助金交付申請書に記入した銀行口座が確認できる書類

#### (補助金額の確定等)

**第8条** 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、内容及び申請額等について審査し、適当と認められるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

#### (購入後の調査)

**第9条** 市長は、電気柵の使用状況を確認するため、補助金の交付を受けた者に対

し、アンケート調査を実施することができる。

**(補助金交付の取消し及び返還)**

**第 10 条** 市長は、補助の決定を受けた者、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又、受けたことが明らかになったとき。

**(委任)**

**第 11 条** この要綱の施行に関し必要な事項は、環境管理担当部長が定める。





## 電気設備に関する技術基準を定める省令 抄（平成9年通商産業省令第52号）

第七十四条 電気さく（屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。）は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。

## 電気設備の技術基準の解釈 抄（20130215 商局第4号）

### 【電気さくの施設】（省令第67条、第74条）

第192条 電気さくは、次の各号に適合するものを除き施設しないこと。

- 一 田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設するものであること。
- 二 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
- 三 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
  - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
  - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
    - （イ）電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
    - （ロ）蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源
- 四 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。
  - イ 電流動作型のものであること。
  - ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。
- 五 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。
- 六 電気さく用電源装置のうち、衝撃電流を繰り返して発生するものは、その装置及びこれに接続する電路において発生する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがある場所には、施設しないこと。

## 家庭菜園用電気柵購入補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者	自宅住所	〒		
	氏名	フリガナ		印
	電話番号	自宅	携帯	
	設置予定住所 (自宅住所と別の場合のみご記入ください)	〒		

下記のとおり、補助決定通知に基づき、電気柵を購入し、設置いたしましたので、証明書類を添付して補助金の交付を申請します。

## 記

捨  
印

## 1. 電気柵の概要

購入した物品に ○を付けてください。	電気柵セット	電気柵セット以外の物品 (各種単品を購入した場合)			
		電源ユニット	バッテリー	ポール・支柱	ワイヤー
	その他 (ご記入ください)				
防除作物 (複数可)					
購入金額	円	補助 申請金額	円		

## 2. 補助金の振込先

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)		

(札幌市使用欄)

番号		決定日	/	期限	/
補助金確定額		円			

## 家庭菜園用電気柵設置確認書

申請者	自宅住所	〒
	氏名	フリガナ
	電話番号	自宅 携帯
	設置住所 (自宅住所と別の場合のみ ご記入ください)	〒

【以下は札幌市又は事業者が記入いたします】

設置年月日	令和 年 月 日
チェック欄	電気柵の適切な設置の確認及び維持管理方法の指導を行った。
	概ね3週間後に、電気柵の維持管理状況の確認を行うことのでした。
確認者サイン	札幌市・事業者